

北海道告示第10923号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和5年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和5年6月19日

北海道知事 鈴木 直道

1 試験日時及び試験会場

(1) 学説試験及び技能試験(筆記試験のみ)

令和5年10月11日(水)10:00~11:40

自治労会館 3F中ホール

(札幌市中央区北6条西7丁目5-3)

(2) 技能試験(実技試験)

令和5年10月11日(水)午後

(試験開始時刻については、試験通知書により別に通知する。)

自治労会館 3F中ホール

(札幌市中央区北6条西7丁目5-3)

2 試験科目

(1) 学説試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 技能試験

ア 洗濯物の処理に関する技能(筆記試験)

イ ワイシャツのアイロン仕上げ(試験時間5分間)

ウ 繊維の実物鑑別

3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和30年厚生省令第21号)附則第2項に規定する者

4 受験願書の提出先及び受付期間

(1) 提出先

ア 札幌市、旭川市、函館市及び小樽市に住所を有する者にあつては、その市の保健所

イ アを除く道内に住所を有する者にあつては、最寄りの各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室、各地域保健室又は地域保健支所

ウ 道外に住所を有する者にあつては、郵便番号060-8588 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課企画調整係

なお、受験願書等は、(1)の提出先において配布するほか、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課のホームページにも掲載する。

※URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kanykou.html>

(2) 受付期間

令和5年7月7日(金)から同年8月11日(金)まで(郵送による場合は、令和5年8月11日(金)までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。)

5 添付書類

受験願書には、次の書類を添付すること。

(1) 履歴書

(2) 写真(出願前6月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦4.5cm×横3.5cmの大きさのもので、その裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの)

(3) 受験資格を証する書類(中学校、高等学校、高等専門学校、大学(短大を含む)のいずれかの卒業証明書等)

6 試験手数料

1万400円に相当する額面を次のいずれかの方法により納付すること。

(1) 北海道収入証紙を受験願書に貼付する方法

(2) 地方自治法第231条の2の2(第2号に係る部分に限る。)の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に手数料の納付を委託する方法

7 オンライン申請等

上記の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術に関する規則の一部を改正する規則で定める電子情報処理組織を使用した受験願書の提出及び手数料の電子納付を可能とする。

この場合、毎年度告示する期間内に受験願書を提出することとし、5(1)、(2)及び(3)に規定する書類等は、郵送等により提出期間終了日(提出期間終了日までの通信日付印のあるものは可。)までに願書提出先の保健所等宛て送付することとする。

8 試験通知書

受験願書を受理したときは、試験日の10日前までに北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課長から出願者に試験場所その他を記載した試験通知書を送付する。